

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が生じている。

このような地域においては、復旧・復興事業を円滑に進めるため工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要があることから、土木請負工事で労働者宿舎を設置することについて「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する試行について（平成25年3月6日付け24水港第3125号）」に基づき、必要な事項「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）を定めるものである。

この「試行要領」により、岩手県農林水産部漁港漁村課所管の県営建設工事において労働者宿舎の設置が必要となる場合には、共通仮設費の積上げ分として宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することができるものとする。

1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 農林水産部漁港漁村課所管の県営建設工事において、平成25年8月19日以降に工事請負契約を締結した工事であること。
- (2) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定した工事であること。（建築工事は除く）
- (3) 下記に示す工種の工事であること。

【対象工種】

漁港浚渫工事、漁港構造物工事、河川工事、河川・道路構造物工事、海岸工事、道路改良工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、舗装工事、砂防・地すべり等工事、公園工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事、道路維持工事、河川維持工事、共同溝等工事、下水道工事

- (4) 工事施工箇所が沿岸広域振興局管内及び県北広域振興局本局管内であること。

2 労働者宿舎設置

- (1) 労働者宿舎は、リースを原則とするが、リース契約が困難又は適切でないと判断した場合は、受注者及び発注者の協議により、これによらない方法とすることができるものとする。
- (2) 労働者宿舎を撤去する場合は、労働者宿舎の撤去費を当該工事の設計変更により計上するものとする。
- (3) 労働者宿舎の設置にあたり、工事請負契約後に必要事項（宿泊施設を確保出来ない理由、宿舎建設の意向、室数等の規模、設備等）について事前協議することとする。なお、労働者宿舎の仕様は、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
- (4) 労働者宿舎設置に要する費用のうち「労働者宿舎仕様基準」に示す標準仕様（以下「標準仕様」という。）については、発注者が複数の見積りを徴収し、適切な労働者宿舎設置費用を計上するものとする。
- (5) 発注者は、建物費の計上にあたり、見積りや図面などから「必要と認められない設備等」が含まれていないか等を精査し、適正な部分のみ計上するものとする。なお、対象外と判

断した設備等で、受注者が必要とする場合は、受注者負担（撤去含む）とする。

- (6) 「標準仕様」以外の給排水関係又は付属設備等は、精算により計上できるものとし、受注者は精算により計上する部分に要した金額を証明する書類（領収書、領収書等の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (7) 受注者は、労働者宿舎の仕様に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- (8) 受注者は、当該宿舎を使用できない等の理由により、やむを得ず労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合等については、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」（以下「間接費の実績変更の運用」という。）に基づく「宿泊費」又は「借上費」を請求できるものとする。ただし、「建物費」と重複した請求と認められる場合は「間接費の実績変更の運用」の対象外とする。
- (9) 受注者は、労働者宿舎設置完了時に「労働者宿舎仕様基準」に定める事項について、監督職員の立会を受けるものとし、あらかじめ「確認・立会願（共通仕様書（Ⅲ）（岩手県県土整備部平成24年4月1日以降適用）様式-44）（以下「立会願」という。）」を監督職員に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、前項の規定の立会に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (11) 建物費の範囲は、下記に示す労働者宿舎の設置費、リース費及び撤去費（建物費で計上した部分のみ）とする。ただし、使用後に宿舎を引継ぐ場合は、撤去費は計上しないものとする。

建物費として計上出来るもの

- (ア) 宿舎（標準仕様部分）
- (イ) 付帯設備（各室、共用）
- (ウ) 厨房室[※]
- (エ) 外構等[※]
- (オ) 給排水関係[※]
- (カ) 宿舎の撤去費用
- (キ) 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

注）上記の付帯設備（各室、共用）に要する費用は、「建設業附属寄宿舍規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」により規定された設備が対象となる。

※）（ウ）、（エ）及び（オ）は、受発注者の協議により、必要に応じて計上できるものとする。

建物費として計上出来ないもの

- (ア) 消耗品費
- (イ) 管理人等給与等
- (ウ) 宿舎の維持・補修に要する費用、用地の借地料及び固定資産税等の租税公課等

注）上記（ウ）に該当する費用は「共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）」に含まれている。

- (12) 疑義が生じた場合は随時協議するものとする。

3 労働者宿舎維持管理

- (1) 「試行要領」による当該宿舎の設置、維持管理、撤去は、受注者が行うものとする。
- (2) 発注者は、受注者が適切に宿舎を管理するよう、受注者へ適正に指導するものとする。

- (3) 当該宿舎は当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり、当該工事に従事する労働者以外には使用できない。ただし、当該工事の受注者が、別途受注した「試行要領」における「1 対象工事（3）及び（4）」に該当する漁港漁村課所管の県営建設工事に従事する労働者が当該宿舎使用を希望する場合は、受注者又は発注者の協議によりこれによらないことができるものとする。
- (4) 宿舎管理において、訴訟等の問題が発生した場合は受注者の責任において速やかに解決すること。
- (5) 受注者は、労働者宿舎の引き払い時期について、「工事打合簿（共通仕様書（Ⅲ）（岩手県県土整備部 平成24年4月1日以降適用）様式-43（以下「工事打合簿」という。））」に、「労働者宿舎利用報告書（様式1）」を添付して監督職員に提出し、発注者へ報告するものとする。
- (6) 発注者は、前項の報告を受けて、関係機関等に労働者宿舎利用希望について照会し、当該宿舎の管理・運営を引継ぐ別工事を選定するものとする。
- (7) 前項において、引継ぐ工事が無い場合は、当該工事において宿舎を撤去するものとする。
- (8) 当該工事完了後の宿舎の取扱い（撤去又は引継ぎ）については、当該工事完了の概ね2ヶ月前までに受注者及び発注者の協議により決定するものとする。
- (9) 労働者宿舎を引継ぐ場合は、受注者は発注者が指定する者へ引き継ぐものとする。
- (10) 受注者は、労働者宿舎撤去又は宿舎引き払い完了時に、監督職員の立会を受けるものとし、あらかじめ「立会願」を監督職員に提出しなければならない。
- (11) 受注者は、前項の規定の立会に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (12) 現在運用している「間接費の実績変更の運用」に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合は、「労働者宿舎の維持・補修に要する費用」及び「租税公課」を加えた下記に示す費用（以下「労働者宿舎実績変更対象費」という。）とし、運用することとする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営繕費)	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む)
	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	・労働者宿舎の維持・補修に要する費用 ・用地の借地料
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業費の食事等(事業負担分)、食事補助費 ・支給した交通費 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当
現場管理費 (租税公課)	租税公課	固定資産税等の租税公課等

- (13) 発注者は、宿舎設置協議時に、当該工事の設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する「労働者宿舎実績変更対象費」を、「工事打合簿」にて受注者に通知するものとする。
- また、契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、その都度、変更となる「労働者宿舎実績変更対象費（見込み額）」を受注者に通知する。

- (14) 受注者は、「労働者宿舎実績変更対象費」を請求する場合は、「工事打合簿」に「労働者宿舎等に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等をいう。）を添付して監督職員に提出し、実績変更の内容について協議する。（なお、実績報告書及び証明書類の提出期限は協議のうえ決定する。）
- (15) 疑義が生じた場合は随時協議をすることとする。

4 当該工事受注者への周知及び協議

発注者は、当該工事受注者に対し「試行要領」の対象工事である旨を「工事打合簿」にて通知し、労働者宿舎設置について協議する。

5 その他

- (1) 受注者の責めによる工事工程等の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

付則

この試行要領は、平成25年8月16日から施行する。

この試行要領は、平成25年10月22日から施行する。

この試行要領は、平成26年8月25日から施行する。